

群馬県文化財保存活用大綱 概要版

第1章 大綱策定の目的

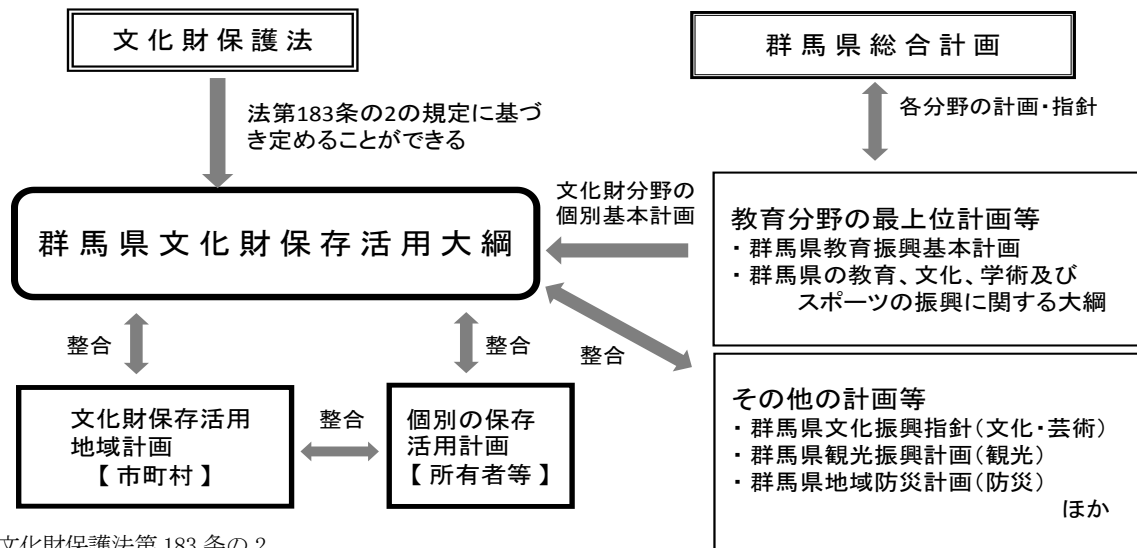
1 大綱策定の背景と目的

少子高齢化等の社会状況の変化により、地域で守られてきた貴重な文化財が滅失・散逸の危機に瀕しており、その防止が喫緊の課題となっています。このため、国は文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会全体で継承していくため、文化財保護法を改正しました。

この改正により、都道府県は、域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である大綱を策定することができることとなりました。群馬県でも、県内文化財の保存・活用のための基本的な方針を示すとともに、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進するために「群馬県文化財保存活用大綱」を策定します。

2 大綱の位置付け

県総合計画に基づいて策定された計画や指針等と整合を取りながら、総合的な視点から文化財の保存と活用に向けた県の基本方針を定めます。



※文化財保護法第183条の2
都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

1 群馬県内の歴史文化の特徴

群馬県は、古くから交通の要衝として栄え、古代東国の中心地であったことを示す数々の大型古墳、中世武士の地方支配の様子を伝える荘園関連遺跡や山城、近世から近代にか

けて産業や文化の発展を支えた蚕糸業に関連する文化財群、変化に富んだ美しい自然や景観等、本県のアイデンティティを形成した多くの文化財が残されています。

また、浅間山や榛名山による火山災害に見舞われた県土には、被災時の状況をそのまま残す被災遺跡が広範囲に存在し、力強く復興してきた祖先の姿を知ることができます。

2 群馬県内の文化財保存・活用の現状と課題

本県には、世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」や世界の記憶「上野三碑」、甲着装人骨が発見された金井東裏遺跡等、大きな注目を集めた文化財があります。その他、国や県、市町村の指定・選定・登録等により保護されている貴重な文化財は多く、史跡公園として整備され、博物館等で展示・公開されるなど、県民の文化的向上に役立てられています。

その一方、以下の様な文化財の保存・活用に係る多くの課題が存在しています。

- ① 文化財の実態把握の不足
- ② 文化財の保存・活用に係る地域の担い手不足
- ③ 保存・活用に要する費用負担の増加
- ④ 周辺環境や景観を含めた保全
- ⑤ 多発する災害への対策
- ⑥ 地方自治体の専門職員の不足
- ⑦ 多様な活用方法の検討
- ⑧ 文化財の継承に向けた地域の総意の醸成

第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針

1 文化財の保存・活用の基本理念

歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま

2 文化財の保存・活用の基本方針

(1) 地域の文化財の把握

文化財の調査を行い、未指定文化財を含む地域の文化財の総体を把握します。

(2) 文化財の確実な保存管理

計画的な修理・整備の実施や、周辺環境や景観を含めた保全、防災・防犯対策の強化とともに、文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画の作成を推進し、確実な保存管理に努めます。

(3) 市町村・地域住民と連携した保存・活用

文化財の調査や活用を通じて地域住民の理解を深め、行政と地域住民、民間団体等が

連携して文化財の保存・活用を図ります。

(4) 文化財を活用した地域づくり

地域の特徴的な文化財を地域づくりに活用し、地域の魅力向上や活性化を図ります。

(5) 学校教育との連携

文化財を学校教育に活用し、児童・生徒が地域への誇りと愛着を持ち、地域の文化財の保存継承の担い手となるよう育成を図ります。

(6) 文化財の保存・活用を担う人材の育成

県や市町村の専門職員を継続的に確保して育成するとともに、外部の専門人材や民間団体等との連携を図ります。

(7) 活用と情報発信の強化

文化財の理解促進のため、デジタルツールを活用した情報発信や、歴史的建造物でのイベント開催などのユニークベニューとしての利用等、新たな手法による活用と情報発信の強化を図るとともに、インバウンドへの対応も推進します。

第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画

(1) 地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進

調査によって文化財を把握し、国・県指定に向けた取組を進めます。また、所有者や管理団体が行う文化財の修理・整備事業や活用事業等について、市町村と連携して支援します。県が直接管理する文化財についても、適切な保存・活用と情報発信に努めます。

(2) 文化財の保存・活用の体制強化

文化財の多様な活用に向け、県の文化財保護行政を担う専門職員を継続的に確保し育成するとともに、庁内の関係部局との連携を強化します。また、市町村の体制整備と人材育成や、大学・地域住民・民間団体・学校等と連携した地域の文化財の保存・活用に携わる担い手の育成を支援していきます。

2 群馬県が重点的に取り組むテーマ

保存活用の基本方針を受け、以下の4点について、重点的に取り組んでいきます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 未指定文化財を含む文化財総体の把握② 国・県指定文化財の保存・活用の推進③ 蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進④ 災害に備えた体制の整備 |
|--|

第5章 県内市町村への支援の方針

改正文化財保護法により、これからの文化財の保存と活用について市町村の役割は非常に重要となります。県としては、そのような市町村に対し、調査や保存・活用事業についての協議・調整や財政面での支援、体制の整備と人材育成への協力、文化財保存活用地域計画の策定に係る技術的な指導・助言等、様々な面で支援していきます。

第6章 防災・災害発生時の対応

1 災害に備えた取組

市町村と協力して域内の文化財リストを作成し、県・市町村・所有者等が災害時の行動について意識の共有を図ります。また県が中心となって、災害時の連絡・協力体制や対応マニュアル、文化財防災マップ等を整備するとともに、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等をおこないます。

2 災害発生時における対応

災害発生後は県文化財保護課が中心となって情報を集約し、市町村や県内の関係機関、民間団体等と協力して文化財の救済活動を進めていきます。大規模な災害では、文化庁や国の「文化財防災ネットワーク」等と連携していきます。

第7章 文化財保存・活用の推進体制

多方面で文化財を活用していくには、国や市町村に加え、都市計画や地域振興、観光振興等、従来よりも広範囲の庁内の関係部局や、関係する法人組織、民間団体、地域住民等との連携が必要となってきます。そのような連携を推進して維持していくため、継続的な専門職員の確保と適切な人材育成を行い、文化財保護部局の体制強化を図ります。

第8章 文化財の確実な継承に向けて

地域の文化財総体を地域が総がかりで守っていくという改正文化財保護法の理念の実現に向けて、県や市町村は、本大綱の方針に基づき、県内の文化財の保存と活用を推進し、確実な継承を目指していきます。